

第1編 ^{にゅう}乳・^{ようじ}幼児のために

名 称	貸与・支給	対 象 者	申込先	ページ
母子家庭奨学金等	支給	京都府（京都市を除く。）に居住する母子家庭の母であって、次に掲げる児童を扶養している者・乳幼児（小学校就学の始期に達するまでの者）	府保健所	7
私立幼稚園保育料軽減補助金	支給	次のいずれにも該当する者 1 京都府及び滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県内の私立幼稚園に当該年度の10月1日（満3歳児は1月始業日）現在在籍する園児 2 保育料負担者が京都府内に居住し、市（町・村）民税・府民税の課税総所得金額が7,110千円以下である者	私立幼稚園	8
交通遺児奨学金等	支給	府内（京都市含む。）に居住する交通事故により親等を失った乳・幼児	府安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局	9
幼稚園就園奨励事業	減免（給付）	1 公立幼稚園 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯 2 私立幼稚園 ①生活保護世帯・市町村民税非課税世帯 ②市町村民税所得割非課税世帯 ③市町村民税所得割課税額 34,500円以下の世帯 ④市町村民税所得割課税額 183,000円以下の世帯	市町村教育委員会（幼稚園）	10

【乳・幼児のために】

よび名（母子家庭奨学金等）

事業名	母子家庭奨学金等支給事業			
事業主体	京都府			
趣旨・目的	母子家庭の福祉を推進するため、教育又は養育に要する経費を支給する。			
貸与・支給	支給			
対象者	京都府（京都市を除く。）に居住する母子家庭の母であって、次に掲げる児童を扶養している者 ・乳幼児（小学校就学の始期に達するまでの者）			
支給額	11,000円（年額）			
申請時期 及び 支給時期	申請月	区 分	支給対象期間	支給日
	4～5月	申請年度の4月1日現在、支給対象者である者	当該年度4月～3月	8月末
		申請年度の4月2日以降、支給対象者である者	申請月の翌月～当該年度3月	
	6～2月	すべての申請者	申請月の翌月～当該年度3月	10月～3月
申請書類	○申請書 ○支給対象者であることの証明 ：母子福祉推進員又は民生・児童委員の証明（申請書中証明欄） 及び市町村長の証明（申請書中証明欄）			
併給	交通遺児奨学金等との併給不可			
申込先 と 問い合わせ先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所にお問い合わせください。（P.2参照）			
担当課	府保健所福祉室、健康福祉部家庭支援課（母子・父子担当） （TEL 075-414-4585）			
備考	毎年度申請が必要です。			

【乳・幼児のために】

よび名（し りつ よう ち えん ほ いく りょう けい げん ほ じょ きん私立幼稚園保育料軽減補助金）

じ 事 業 名	私立幼稚園保育料軽減補助金		
じ 事 業 主 体	京都府		
しゅ し もく てき 趣 旨 ・ 目 的	私立幼稚園に通園する園児の保護者の保育料負担軽減と幼児教育の振興を図る。		
たい よ し きゅう 貸 与 ・ 支 給	支 給		
たい しょう しゃ 対 象 者	次のいずれにも該当する者 1 京都府及び滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県内の私立幼稚園に当該年度の10月1日（満3歳児は1月始業日）現在在籍する園児 2 保育料負担者が京都府内に居住し、市（町・村）民税・府民税の課税総所得金額が7,110千円以下である者		
し きゅう がく 支 給 額	年間17,000円 ただし、負担する保育料が年額17,000円に満たない場合はその額		
しん せい じ き 申 請 時 期	(3歳児、4歳児、5歳児) 9月～10月頃 (満3歳児) 12月～翌年1月頃		
しん せい しょ るい 申 請 書 類	申請書、所得を証明する書類		
し きゅう じ き 支 給 時 期	(3歳児、4歳児、5歳児) 12月～翌年1月頃 (満3歳児) 3月頃		
へい 併	きゅう 給		
もうし 申 込	こみ 込	さき 先	私立幼稚園
たん 担 当	とう 当	か 課	文化環境部文教課（TEL 075-414-4520）
び 備	こう 考		

【乳・幼児のために】

よび名（こう つう い じ しょうがく きん とう交通遺児奨学金等）

じ ぎょう めい 事業名	交通遺児奨学金等支給事業
じ ぎょう しゅ たい 事業主体	京都府
しゅ し もく てき 趣旨・目的	交通事故により親等を失った児童又は生徒に、精神的かつ経済的援助を与え、その健全な育成を図る。
たい よ し きゅう 貸与・支給	支 給
たい しょう しゃ 対象者	府内（京都市含む。）に居住する交通事故により親等を失った乳・幼児
し きゅう がく 支給額	11,000円（年額）
しん せい じ き 申請時期	5月末日（以降は随時受付（ただし、翌年2月末日まで））
しん せい しょ るい 申請書類	交通遺児奨学金等支給申請書
し きゅう じ き 支給時期	7月末日 （6月以降に申請の場合は、申請のあった日の属する月の翌月の末日）
へい きゅう 併給	母子家庭奨学金等との併給は不可
もうし こみ さき 申込先	府安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局
たん とう か 担当課	府民生活部安心・安全まちづくり推進課（TEL 075-414-4367）
び こう 備考	

【乳・幼児のために】

ようちえんしゅうえんしょうれいじぎょう
よび名（幼稚園就園奨励事業）

事業名	幼稚園就園奨励費補助金																																								
事業主体	国・市町村教育委員会																																								
趣旨・目的	公立・私立幼稚園に就園する3歳児（満3歳児含）、4歳児及び5歳児の保護者で所得額に応じ、入園料・保育料の減免（給付）を行う。																																								
貸与・支給	減 免（給付）																																								
対象者 及び 減免単価	減免（給付）額は、国の定めている単価であり、市町村により異なります。 1 公立幼稚園 <table><tr><td>生活保護世帯・市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯</td><td></td></tr><tr><td>年額 第 1 子</td><td>20,000円</td></tr><tr><td>第 2 子</td><td>38,000円</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>66,000円</td></tr></table> （小学校1～3年生の兄・姉がいる場合は、該当する兄・姉を第1子として換算 その場合の年額 <table><tr><td>第 2 子</td><td>26,000円</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>32,000円</td></tr></table> 2 私立幼稚園 ①生活保護世帯・市町村民税非課税世帯 <table><tr><td>年額 第 1 子</td><td>146,200円</td><td rowspan="3">（同上的場合</td></tr><tr><td>第 2 子</td><td>190,000円</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>260,000円</td></tr></table> 第 2 子 162,000円 第3子以降 176,000円 ②市町村民税所得割非課税世帯 <table><tr><td>年額 第 1 子</td><td>110,800円</td><td rowspan="3">（同上的場合</td></tr><tr><td>第 2 子</td><td>165,000円</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>253,000円</td></tr></table> 第 2 子 129,000円 第3子以降 147,000円 ③市町村民税所得割課税額 34,500円以下の世帯 <table><tr><td>年額 第 1 子</td><td>84,200円</td><td rowspan="3">（同上的場合</td></tr><tr><td>第 2 子</td><td>146,000円</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>248,000円</td></tr></table> 第 2 子 106,000円 第3子以降 126,000円 ④市町村民税所得割課税額 183,000円以下の世帯 <table><tr><td>年額 第 1 子</td><td>59,200円</td><td rowspan="3">（同上的場合</td></tr><tr><td>第 2 子</td><td>129,000円</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>243,000円</td></tr></table> 第 2 子 83,000円 第3子以降 106,000円	生活保護世帯・市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯		年額 第 1 子	20,000円	第 2 子	38,000円	第3子以降	66,000円	第 2 子	26,000円	第3子以降	32,000円	年額 第 1 子	146,200円	（同上的場合	第 2 子	190,000円	第3子以降	260,000円	年額 第 1 子	110,800円	（同上的場合	第 2 子	165,000円	第3子以降	253,000円	年額 第 1 子	84,200円	（同上的場合	第 2 子	146,000円	第3子以降	248,000円	年額 第 1 子	59,200円	（同上的場合	第 2 子	129,000円	第3子以降	243,000円
生活保護世帯・市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯																																									
年額 第 1 子	20,000円																																								
第 2 子	38,000円																																								
第3子以降	66,000円																																								
第 2 子	26,000円																																								
第3子以降	32,000円																																								
年額 第 1 子	146,200円	（同上的場合																																							
第 2 子	190,000円																																								
第3子以降	260,000円																																								
年額 第 1 子	110,800円	（同上的場合																																							
第 2 子	165,000円																																								
第3子以降	253,000円																																								
年額 第 1 子	84,200円	（同上的場合																																							
第 2 子	146,000円																																								
第3子以降	248,000円																																								
年額 第 1 子	59,200円	（同上的場合																																							
第 2 子	129,000円																																								
第3子以降	243,000円																																								
申請時期	年度当初（途中入園除く。）																																								
申請書類	市町村教育委員会が定める申請書及び添付書類																																								
申込先	市町村教育委員会（幼稚園）																																								
担当課	教育庁指導部学校教育課（TEL 075-414-5838）																																								
備考	※減免（給付）事務については、市町村教育委員会で行っています。詳しくは、お住まいの市町村の教育委員会（P.3参照）にお問い合わせください。																																								